

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B郡所在の会社Cに現場監督として雇用され、オペレーター、伐採、除草等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、D市所在の会社Eが元請事業者であるF県G町の工事現場（以下「事業場」という。）において、伐採作業に従事していたところ、午前10時36分頃、気分が悪くなり意識を失い、H病院に救急搬送されたが同日死亡した（以下「本件災害」という。）。死体検案書によれば、直接死因は「急性心臓死」、直接死因の原因は「心室細動」、さらにその原因は「熱中症」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した疾病及び被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した疾病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡に至る医学的経過に関する医証をみるに、I医師は、死体検案書において、直接死因「急性心臓死」、その原因「心室細動」、さらにその原因「熱中症」とし、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「心室細動、心停止、心臓急死、熱中症」として、その診断根拠を「検査により確定しているのは心室細動のみであるが、高気温、高湿度であったことから、熱中症に伴う脱水から心室細動となり、心停止に至ったと考えた。」と述べている。

これに対しJ医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、水分補給は十分行われ、著しい脱水を来すような作業はみられず、正確な死因は不明であるが、ブルガダ症候群や肥大型心筋症などによる不整脈発症の可能性が考慮され、脱水による心室細動発症は否定されると考えるとしている。

また、K医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、当日高温であったことは間違いないが、被災者は熟練工で、温度に対する順化は十分にあったものと考えられ、水分・塩分補給が十分であり、脱水症・高体温の症状が全くない状態で急に心室細動が発症するとは考え難いとしている。

(2) 当審査会として、本件一件資料を精査したが、被災者には特記すべき心臓疾患の既往歴は認められない。

また、J医師及びK医師は、本件災害当日、水分や塩分の補給が十分行われ、被災者には著しい脱水を来すような作業はみられない、ないしは被災者には脱

水症・高体温の症状が全くないという前提で意見している。この点について、被災者は気温が非常に高い中、連続4日屋外において伐採作業に従事し、当日身体作業強度の強いチェーンソー作業を行っていたものと認められ、他方、水分や塩分を摂取するか否かも各労働者に任されていると認められるところ、被災者が2リットル入りの水とスポーツドリンクに口をつけたことまでは同僚の陳述で判明しているものの、その具体的な時刻と量が確実に把握されていたものとは認められないことから、当審査会としては、水分や塩分の補給が十分であったと推認することはできないものと判断する。

加えて、同僚らは、被災者が木から落下してすぐに涼しい場所に寝かせ、身体を冷やそうと胸を開き、皆が持っている水をかけて冷やした、ないしは水（の入った容器）を体に押し当てたりして体温を下げようと試みた旨述べており、被災者は意識を失った際、高体温であったものとも推認される。

- (3) そこで、L医師の鑑定意見書をみるに、「一般的に熱中症の診断については、暑熱環境における体調不良があれば熱中症を疑うこととなり、『暑熱による諸症状を呈するもの』のうちで、他の原因疾患を除外したものを熱中症という。」とした上で、日本救急医学会の集計による平成24年の熱中症事例2,130例中、熱中症そのものによる死亡例が29例あり、そのうち15例は来院当日に死亡しており、その中には、労作性の熱中症と考えられる事例が5例あるとしている。そして、重症熱中症患者を扱うことの多い専門医の経験から推測すると、労働に伴う労作性熱中症については、心臓発作と類似した経過をたどる事例もあり、被災者についてもそのような事例であったと推測することができるとしている。

当審査会としては、暑熱な場所における業務により体調不良を起こして死亡するに至った被災者について、ほかに確たる原因疾患も認められないところ、L医師の意見にあるように、労作性熱中症を発症し心臓発作と類似した経過をたどって死亡するに至ったと考えるのが、医学的に最も合理的であると判断する。

- (4) 以上のとおり、被災者は、暑熱な場所における業務により熱中症を発症し、心室細動を起こして死亡するに至ったものと認められるところ、被災者に発症した熱中症は、労働基準法施行規則別表第1の2第2号8に該当する。したがって、当該業務上の疾病を原因とする被災者の死亡は、業務上の死亡と認める。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした未支給の療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消を免れない。

よって主文のとおり裁決する。